

# 所得税の確定申告・市県民税の申告

**申告はお早めに!**

早めの準備で申告は忘れずに!  
申告期間の後半は混み合います。

◆所得税、消費税、贈与税等(税務署職員が対応します)

会場名	日程	受付時間
中央会場 市役所本庁1階 くにびき大ホール	2月16日(木)～3月15日(水) (土、日曜日を除く)	9時～16時

還付申告(医療費控除や住宅借入金等特別控除等の申告をすることで所得税が還付される手続き)は、1月から出雲税務署で受け付けています。また、3月16日(木)以降も受け付けます。

おたすね/出雲税務署 ☎21-0440

◆市県民税(市職員が対応します)

会場名	日程	受付時間
中央会場 市役所本庁1階 くにびき大ホール	2月16日(木)～3月15日(水) (土、日曜日を除く)	9時～16時
平田会場 市役所平田支所 中庁舎1階	2月16日(木)～3月15日(水) (土、日、月曜日を除く) ※今年度から月曜日は開催しません	9時～11時  13時～15時30分  ※今年度から受付時間 を変更しますので、 ご注意ください。
佐田会場 市役所佐田支所 3階会議室	2月16日(木)～2月24日(金) (土、日曜日を除く)	
多伎会場 市役所多伎支所 2階講習室	2月27日(月)～3月3日(金)	
湖陵会場 湖陵コミュニティセンター 1階研修室	3月6日(月)～3月15日(水) (土、日曜日を除く)	
大社会場 大社文化プレイスうらら館 会議室	2月16日(木)～3月15日(水) (土、日、月曜日を除く)	
斐川会場 斐川文化会館2階 第1研修室	2月16日(木)～3月15日(水) (土、日、月曜日を除く) ※今年度から月曜日は開催しません	

※会場の混雑状況によっては、受付人数を制限することがありますので、ご了承ください。

※申告期間中は本庁市民税課・各支所窓口では申告相談を行いません。

※お住まいの地域の会場に来場できないときは、他の地域の会場へお越しください。

※詳しい日程や受付時間等については、この広報いずも2月号と一緒に配布する「市税だより」や市のホームページをご覧ください。

おたすね/市民税課 ☎21-6770

## 出雲税務署からのお知らせ

確定申告書の作成は、[国税庁ホームページ](#)へ『**確定申告書等作成コーナー**』で!!

★申告会場は大変混み合います。申告書の作成はご自宅で!

～国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の4つのメリット～

①税務署に出向く必要なし!

②自動で税額を計算!

③いつでも利用可能!

④プリントサービスにも対応

給与所得・年金所得の方は、見やすさ、分かりやすさを重視した、専用画面を利用すれば初めてでも簡単に申告書を作成できます。

詳しくは [国税庁](#) で [検索](#)

申告と納税は期限内に!

所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(水)

消費税および地方消費税(個人事業者) 3月31日(金)

◆確定申告に関するおたすね

**出雲税務署 ☎21-0440**

◇「確定申告に関するご相談」は「0」を選択。

⇒「確定申告テレフォンセンター」へつながります。

◇税務署からの照会やおたすね、または職員にご相談の方は「2」を選択。

⇒「税務署」へつながります。

# マイナンバーを確認します!

今年度から申告書へのマイナンバーの記載が義務付けられました。

マイナンバー(12桁)の  
記載が必要です!

本人確認書類の提示  
または写しの添付が必要です!

申告書の提出にあたっては次のア・イ両方の確認をします。

ア

マイナンバーの確認

マイナンバーカード

なければ

マイナンバーが記載された  
住民票または通知カード

イ

本人確認

マイナンバーカード

なければ

・運転免許証・パスポート  
・健康保険証・年金手帳  
などのうち、いずれかひとつ

マイナンバーカード



表面



ウラ面

通知カード



※マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、表面および裏面の写しが必要となりますのでご注意ください。

## 申告に必要なもの

- ◇マイナンバー確認書類(上の内容をご覧ください)
- ◇営業等、農業、不動産所得がある方は収入と経費がわかるもの  
(収支内訳書、領収書、帳簿、通帳、固定資産税課税明細書など)
- ◇給与収入、公的年金収入がある方は源泉徴収票(原本)
- ◇生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ◇身体障がい者手帳や療育手帳など
- ◇医療費控除の申告をする方は領収書と医療保険や生命保険等で補てんされる金額がわかるもの(事前に受診者ごとに集計しておいてください)
- ◇印鑑(スタンプ印は不可)
- ◇預金通帳など、申告者名義の口座のわかるもの(所得税の還付申告の場合)
- ◇社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)の証明書または領収書など
- ◇事前に申告書が届いている方は会場へお持ちください。

注)支払通知書等では申告できません。  
必ず源泉徴収票をご用意ください。

## 島根県東部県民センターからのお知らせ

### 個人事業主の方へ

所得税の確定申告または住民税の申告は個人事業税の申告を兼ねています。個人事業税に関して不明な点があれば、島根県東部県民センター(☎0852-32-5623)へおたずねください。